退職所得控除額の速算表

〔平成22年4月1日現在法令等〕

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	勤続年数×40万円 (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	(勤続年数－20年)×70万円＋800万円

(注) 障害者になったことが直接の原因で退職した場合は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となる。

(出所：国税庁ホームページ)